(公社) 岡山県医師会長 (一社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県健康推進課長

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」 の一部改正について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、 御了知いただきますようお願いします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知についてご配慮くださいますようお願いします。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ http://www.pref.okayama.jp/site/361/

保健福祉部健康推進課

感染症対策班

TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283 各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公印省略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第51号)の公布に伴い、以下の点について所要の改正を行うもの。

- 長期療養特例の規定の対象に、大規模災害等によりやむを得ず接種機会を逃した場合を追加すること。
- ・ 児童福祉施設等に入所している者等について、児童福祉施設の長等が長期間に わたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由によ り保護者の同意の有無を確認することができないときは、保護者に代わり当該児 童福祉施設等の長等が同意できることとされているところ、「長期間にわたり」と いう要件を削除すること。

2 施行期日

令和3年4月1日

定期接種実施要領(抄) 新旧対照表

改正後

第1 総論

1~10(略)

11 (略)

さらに、児童福祉施設等において、被接種者の 保護者の住所又は居所を確認できないため保護 者の同意の有無を確認することができない場合 の取扱については、「児童相談所長等の親権行使 による同意に基づく予防接種の実施について」 (平成 27 年 12 月 22 日健発 1222 第 1号・雇児発 1222 第 5号・障発 1222 第 2 号厚生労働省健康局 長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害 保健福祉部長通知)を参照すること。

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。

ア~ウ (略)

12~19 (略)

- 20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保
 - (1) ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができな

第1 総論

1~10(略)

11 (略)

さらに、児童福祉施設等において、被接種者の 保護者の住所又は居所を確認できないため保護 者の同意の有無を確認することができない場合 の取扱については、「児童相談所長等の親権行使 による同意に基づく予防接種の実施について」 (平成 27 年 12 月 22 日健発 1222 第 1 号・雇児発 1222 第 5 号・障発 1222 第 2 号厚生労働省健康局 長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害 保健福祉部長通知)を参照すること。

現行

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。ア~ウ (略)

12~19 (略)

- 20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保
 - (1) ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができな

かったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間((3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

(2)特別の事情

ア~ウ (略)

エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これ に類する事由が発生したこと(やむを得ず定期 接種を受けることができなかった場合に限る。

)

(3)~(5) (略)

21~24(略)

第2 各論 (略)

かったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間((3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

(2)特別の事情

ア~ウ (略)

(新設)

(3)~(5)(略)

21~24(略)

第2 各論 (略)